

規制改革推進会議（第23回） 議事概要

1．日時：平成29年11月29日（水）17:16～18:13

2．場所：官邸4階大会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、江田麻季子、古森重隆、高橋滋、林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏

（政府）安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、梶山大臣、茂木大臣、長坂大臣政務官、杉田官房副長官、長谷川内閣総理大臣補佐官、河内内閣府事務次官、前川内閣府審議官、平井内閣審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、佐脇参事官

4．議題：

（開会）

- 1．「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」について
- 2．答申取りまとめ

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 こんにちは。「規制改革推進会議」第23回会合を開会いたします。

本日は、飯田委員、野坂委員、長谷川委員、吉田委員が御欠席です。

安倍総理は後ほどお見えになります。

梶山大臣に御出席いただいております。ありがとうございます。

一言御挨拶をお願いします。

梶山大臣 担当大臣の梶山でございます。

皆様にはお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、年内を目途に解決の道筋を示すとした待機児童解消、電波制度改革、森林・林業改革について、第2次答申を取りまとめいただく予定であります。

大田議長、金丸議長代理を始め、委員の皆様におかれましては、大変短い期間の中で集中的な審議を実施し、御尽力いただきましたことに改めて感謝申し上げる次第であります。

時代の変化に応じて規制を改めることにより、新たなビジネスや雇用が生まれ、地方の課題の解決にもつながるということで、地方でも大変大きな期待があります。本日も活発な御議論をお願いいたします。

大田議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、議題の1、「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見（案）」

について、お諮りいたします。

事務局より資料1の御説明をお願いいたします。

佐脇参事官 お手元、資料1をごらんください。

タイトルは今ほど議長から御紹介ございましたとおり「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」でございまして、既に農林ワーキング・グループにおいて御検討いただいた上、ワーキング・グループとしての意見の案を公表してございます。

「はじめに」でございませけれども、農地という農業の基盤をなすものに関する取り扱いについて、時代の背景、見直しの論拠を示しておりまして、上から4行目の後半部分、新たな生産方式の導入による効率化、農地の集積・集約化の取り組みを推進する中で、農作物の収穫量を増加し、衛生管理、環境制御を行うための高度な生産方式の導入でありますとか、ロボット化、収穫用レールやカートの導入など、このパラグラフの最後のほうにありますように、新しい仕組みを導入するがゆえにコンクリートなどで地固めした農地の利用が出てきております。しかしながら、現在の農地法におきましては、農地転用に該当し、農業者の負担となっているわけでございます。

加えまして、農地につきましては、集積・集約化も1つの課題でございまして、現在、農地中間管理機構を軸とする取り組みが進められておりますが、このパラグラフの4行目、中ほどにありますように、所有者が不明な農地というものが全農地の2割に上っており、これらは耕しているわけでございますけれども、農地中間管理機構に集約するにあたりましては、法定相続人を探して同意を集める必要があり、遅延の原因になっているということでございます。

この2つの観点から、改革の提案は に2つ書いてございますが、1つは、この農業用ハウスなどを設けるために全面コンクリート張りした農地につきましては、(1)にございますように農地転用を必要とせず現況農地に設置できる仕組みを設ける提案でございます。

(2)にありますように、その際、農地制度を担う農業委員会に届け出を行い、どういったものが設置できるかを確認できる仕組みにすること。

(3)にありますように、既に転用によって設置したものの取り扱いについても、問題点や課題につきまして早急に検討するとしてございます。

これが1つ目でございまして、2つ目が所有者不明、相続未登記農地となりますけれども、その取り扱いでございまして、一番上の行の最後のほうにありますように、固定資産税を支払うなど、管理費用を負担している相続人に着目して簡易な手続で農地中間管理機構に利用権を設定するという制度の創設を提案してございます。

ページをめくっていただきまして4点ありますが、(1)にありますように、あらかじめどこまで探せばいいかという方法をクリアにした上で、それをしてもわからない場合には農業委員会による公示を経て20年を超えない範囲で利用権を設定するというので、他の同じような手続を経て農地の利用を促す制度におきまして、現在5年のものが(3)

で20年を超えないものに延長することにしてございます。(4)に書きましたのは、そういう所有者不明になる前に所有者死亡時の登記を促すための仕組みを徹底すべしということでございます。

最後は、農地につきましては他の課題もいろいろございまして、中ほどにありますように農地を所有できる法人の役員要件、構成員要件の見直しということも含めて、引き続き課題の精査、フォローアップを行うということを記してございます。

事務局からの説明は以上です。

大田議長 ありがとうございます。

きょうは座長の飯田委員が御欠席ですので、農林水産分野の統括をしておられる金丸議長代理より補足をお願いいたします。

金丸議長代理 補足をさせていただきます。

農業生産者の所得向上に向け、効率化、高付加価値化を高めることが重要です。今回の農地の改革に関する意見は、そのような農業者の取り組みの指標となっている農地制度を見直すものです。今期の農林ワーキング・グループの主な審議事項に掲げ、集中して議論してまいりました。

生産者が生産性や品質の向上を追求し、あるいは高度な生産方式に挑戦する際、従来の土を耕すという営農形態によるか否かが生産者の経営上の負担を左右するべきではない。また、スピード感を持って取り組むべき農地の集積・集約化がその農地の所有者不明であるがゆえに停滞することのないよう、これらの関係制度を早急に見直すべきであると提言しています。

農林ワーキング・グループとしては、農林水産省や有識者、関係者の意見を聴取しつつ、有識者の案として意見を取りまとめました。この改革の実現には、関係法令の見直しを初め、政府全体でしっかりと受けとめて議論を詰めていただく必要があるとの判断から、本会議の意見として改めて決定し、世の中に問うこととしたものです。政府の方々には、ぜひ我々の意見を反映した政策立案を強く望むものでございます。

なお、農地につきましては、農地を保有できる法人の役員要件、構成員要件の見直しなど、これまでもさまざまな改革を進めてまいりました。改革の効果を検証し、さらなる改革に向けた議論を行う時期に来ているため、意見の最後にその旨を触れた点、付言しております。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明につきまして、質問、御意見はありますか。

八代委員、どうぞ。

八代委員 この対応すべき事項の(1)と(2)の関係なのですが、(1)のほうは要するに、今、御説明があったように、コンクリートを敷こうが敷くまいが農業をやっていることには変わりがないので、当然、農地転用は要らないという非常に明確な考え方なの

ですが、(2)のほうは、それにもかかわらず、施設を設置しようとする際、これはコンクリート敷きも含むのだと思いますが、あらかじめ農業委員会にお伺いを立てなければいけない。農業委員会でそれがいいかどうかを決めてということ。同時に、農地か農地でないかの最大の違いは税制上の取り扱いの違いなので、それも農業委員会が判断するのか、それともどうするのかという点で、(1)と(2)の関係がよくわからないので、単純に考えれば(1)だけでいいではないかと思うのですが、この(2)をつけたことによって、逆に(2)があれば(1)は要らないのではないかという、この(1)と(2)の関係がよくわからないので御説明いただければありがたいと思います。

大田議長 それでは、事務局お願いします。

佐脇参事官 (2)の主たる趣旨は、設置しようとするものに紛れがある場合に確認をする先を決めておいたほうがいいだろうということでございます。あらかじめ何が該当する、しないというのは農業委員会に任せるのではなく、政府のほうで明確に示すということが前提になってございます。これにつきましては、農林ワーキング・グループにおきましても、委員、専門委員の皆様方からそのようなことの重要性について御指摘がございまして、議事録に残すとともに所管する農林水産省などにしっかり伝えるようというように申し渡されておきまして、私ども、そのように対応いたしております。

大田議長 事前に届け出ること、農地に設置できる施設か否かを事前に把握するわけですね。認可を受けるとかそういうことではなくて「把握する」、この点が重要だという意見がワーキングでも出ております。

八代委員 済みません、今、事務局から紛れがある場合とおっしゃったのですが、その紛れがあるかどうかは誰が判断するのですか。

佐脇参事官 当然ながら、農林水産省、行政のほうで判断するということになりまして、委員会形式である農業委員会の裁量事項ではございません。

八代委員 ただ、大田座長は届け出だということに言われたのですが。

佐脇参事官 農地の現況把握を農業委員会が農地制度全般を把握するという観点からする必要のある限度におきまして、届け出の仕組みを設けているという説明でございましたので、委員の皆様が了とされたということでございます。

大田議長 例えば農業用ハウスなどの施設があって、それがコンクリートであれば問題ないのですが、ハウスまで車を通す場合に、それはここに書かれた「農作物の栽培に必要な施設」とみなされるのかどうか判断が要るわけですね。国がガイドラインをつくりませんが、それに沿って農業委員会が判断するということで、よろしいですね。

佐脇参事官 はい。

大田議長 よろしいですか。

八代委員 わかりました。

大田議長 ほか、御意見、御質問はよろしいでしょうか。

御異議がなければ、資料1について、原案のとおり決定したいと存じますが、よろしい

でしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、議題の2、答申(案)についてお諮りします。

事務局より「規制改革推進に関する第2次答申(案)」について説明をお願いします。

佐脇参事官 それでは、事務局より御説明をいたします。

お手元にあります答申(案)をごらんください。

ページをめくっていただきますと、目次でございます。総論、各分野の規制改革の推進という2段構えになってございまして、各分野と申しますのは先ほどから大臣ほか言及がございました待機児童解消、電波制度改革、そして、森林・林業改革でございまして、それぞれ目的と検討の視点、そして、具体的な規制改革項目を列記してございます。

ページをめくっていただきまして、総論でございます。

「はじめに」は9月11日の実質的なキックオフの折、総理が御発言されたものを引用しながら、3カ月間集中して調査、審議した結果を内閣総理大臣に提出すると述べております。

このページの下ほど、印でございますが、以下、各分野における提言のうち、枠で囲んだ、取り組むべき具体的方策を「実施事項」とするといたしまして、いわゆる閣議決定など、政府の約束事として示すべき重要事項を見やすい観点から枠囲みをして今回まとめております。

2ページ以降、個別の対策につきまして書いてございます。

かいつまんで御紹介申し上げますけれども、待機児童解消でございます。(1)にあります目的と検討の視点にありますように、背景といたしましては少子化に伴う人口減少社会、そして、共働き世帯が増加する中で、さらには無償化も議論される中、抜本的な待機児童対策が求められていると触れてございます。このような待機児童の解消は就労継続を実現し、そして、所得と消費の拡大につながることで、そのような施策を通じて潜在保育士に再び社会参加を促すという効果も触れてございます。

政府もその観点から、最重要政策に掲げ、るる対策を講じておりますし、規制改革という意味では、数行後に、平成25年6月の実施計画に触れながら、株式会社などの多様な主体の参入を促したことも触れてございます。その結果、8割の市区町村において解消されつつ、「しかしながら」にありますように、都市部においては依然として問題が存在するというところで、女性就労率の急上昇、大規模マンションの林立、待機児童解消のための保育所の増設が、むしろ諦めていた保護者の潜在ニーズを顕在化しているというところに触れながら、都市部の自治体の対策への焦点の当て方が大変重要であるという説明をしております。

具体的な方策につきまして、(2)以降、数項目書いておりますのでざっと見ていただきますが、は関係者全員参加のもとで協議するプラットフォームの都道府県による設置

でございます、ページをめくっていただきますと、具体的な方策といたしまして、対策地域の指定、協議会の設置、そして、KPIを掲げたPDCAサイクルの重要性が書いてございます。

そのほか、保育に係る情報の共有化、そして、自治体による取り組みといたしましては広域連携の促進、4ページの中ほど、上乘せ基準のある自治体については協議会に参加したところを中心に検証を行うこと。ウは多様な保育所の参入ということ。

5ページ目の下でございますけれども、待機児童数の算定の適正化も含めてさまざまな見直しを行うということ。

6ページ目には、受け皿の拡大を支える保育人材に触れております。

その下にありますように、保育所、保育サービスの多様化が今後さらに進むことを予想される中、実施事項、取り組み状況を踏まえながら、国から社会福祉法人への国有地を直接貸し付け、多様な保育所間での異なる従業者基準の妥当性の検証も含め、引き続き総合的に取り組んでいくべきであると付言しております。

以上、待機児童でございます、ページをめくっていただきますと電波制度改革でございます。

(1)の目的、検討の視点。同様に触れておりまして、Society5.0などを実現する上で電波の重要性。その際、有限希少で国民の共有財産である電波のさらなる有効利用の重要性について触れております。

具体的な規制改革の項目でございますけれども、「割当て・利用状況の『見える化』」でございます、公共部門の「見える化」を、海外事例を参考に徹底し、行うこと。利用状況調査につきましては、官民含めてより適切な方法を導入しながら効果的に調査することを触れております。

次に、8ページ上のほうでございますけれども、帯域確保に向けた対応ということで、まずは制度面での対応でございます、周波数の返上などを円滑に行うための仕組みの構築ということで、枠囲みでございますが、縮減、共用、移行、再編、免許の取り消しを円滑に行うための方法、仕組みの構築。認定期間終了後における周波数の返上の仕組み、そして、包括的な周波数の返上の仕組みをさらに考えていくということになっております。

イでございますけれども、周波数ニーズに対応した周波数帯の確保目標ということで、5Gを念頭に置きながら、新しい目標の策定の必要性を書いております。

ウでございますけれども、周波数の移行を促すインセンティブということで、9ページでございますが、枠囲みの中でありまして、キーワードは終了促進措置ということでございます。公共業務用無線局も対象にしながら、現行の移行のために支出する費用に加えまして、その他、既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費も含める。さらには、その下のポツでありますけれども、インセンティブの段階的設定も検討するということになっております。

帯域確保に向けた対応のうち、公共部門における対応でございます、四角の枠囲み

にありますように、警察、消防・救急、国交、防衛、防災などの関係省庁・関係機関が共同で利用できる「公共安全LTE」につきまして、2020年までの実現可能性を含め、検討の場を総務省に設けるとされております。そのほか、公共部門の周波数システムの共用化なども進めることになっております。

10ページ、でございますけれども、さらに帯域確保に向けた民間部門の対応でございます、これまでの項目などを列記した上で、ウでございますが、放送用の帯域のさらなる活用ということで、枠囲みにありますが、放送事業の未来像を見据え、放送用に割り当てられた帯域についての周波数の有効利用について検討を行うとともに、規制改革推進会議においても引き続き検討を行うと書いてあります。

次が割り当てに関する制度の見直しでございます、まず1つ目は、抜本の見直しといたしまして枠囲みのaでございますが、新たに割り当てる周波数帯域につきましては、経済的価値を踏まえた金額を競願手続において申請し、これを含む複数の項目を総合的に評価することで、価格競争の要素も含め周波数割り当てを決定する方式の導入を提案しております。

次のページのbにありますように、競り上げにより割り当てを受ける者を決定するオークション制度については、引き続き検討となっております。また、これら割り当て手法により生じる収入につきまして、イにありますようにさまざまな新しい用途にも充てることを検討することになっております。

そのほか、ウ、提案募集型、エ、二次取引、オは共用を前提とした割り当て、そして、力は免許不要帯域をどうするかということについて触れております。

でございますけれども、経済的価値を一層反映した電波利用料体系の見直しということで、アは負担の適正化ということでございますが、四角囲みにありますように、特定係数や帯域区分を経済的価値も踏まえて見直すということ。さらには、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについての検討に触れております。

そのほか、公共用無線局からの電波利用料徴収、そして、先ほどありましたものの関連でもありますが、電波利用料の使途の見直しについても触れております。

最後、3番、森林・林業改革でございます、日本の現在の状況といたしましては、林齢50年以上の主伐期を迎える森林が多くを占めている割には利活用が進んでいないということで、長期にわたる健全なサイクルを構築する重要な時期であるから林業を成長産業化させるために新しい仕組みを導入すべきであるという背景事情が書いてございます。

(2) 具体的な改革項目でございますが、まずもって目標設定、KPIの設定、工程表の作成という基本原則を14ページ、15ページの上書きながら、具体的な仕組みといたしまして、新たな森林管理システムに関する事項といたしまして、枠囲みにありますように森林の所有者はしっかり森林を管理し、効率的に活用するという責務を明記した上で、森林の活用ができない場合には、市町村が経営管理を受託した上で市町村から実際に経営のでき

る主体に再委託することで集約化・集積、より経済的に価値のある森林へと変えていくということが書いてございます。

次にありますように、そういった主体が見つからないものは経済性という意味では十分ではないということでありましょうから、公的管理を効率的に行う、自然林に返していくというように書いてございます。

そのほか、ウにありますように国有林事業との連携でありますとか前提としての所有者不明森林への対応。

さらには でございますけれども、川上であります森林のみならず、需要の創出も含めたサプライチェーン全体を通じての成長産業化のためにやるべき事項についてまとめた上で検討を政府に促している、そのような提案になってございます。

以上、参考資料、その他は委員名簿、関連のワーキング・グループの構成と、これら3つの案件に関しますワーキング・グループの開催実績を添付しております。

事務局からの説明は以上です。

大田議長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 投資ワーキングに1回だけ出たのですけれども、オークション制度がOECD加盟国で、日本だけが採用していない点が非常に印象強く残りました。行政法の制度としてもこれは注目されている制度で、新しい資源の活用方法としては重要だという話もあって、それを日本が導入していないというのはなかなか解せないと考えます。この辺、総務省としても期限を切って何がしかの結論を得るという方向でお願いするというようなことは議論になったのか、という点をお聞かせ願いたいと思います。

大田議長 では、原委員、どうぞ。

原委員 今回の答申で総務省との議論の中で、この点は最大の論点でございました。結論として、この答申の中では、比較審査に並ぶ新たな総合評価の方式、価格競争の要素も含む新たな方式を導入するということにしています。これは平成30年度中に法案を提出して、平成31年の通常国会ということになりますが、そこで法整備をするということを明記しているところでございます。

大田議長 よろしいでしょうか。

高橋委員 はい。

大田議長 ほか、よろしいでしょうか。

御異議がなければ原案を規制改革推進会議の第2次答申として決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大田議長 それでは、原案のとおり決定し、後ほど総理にお渡しいたします。

若干時間がありますので、お願いを1つさせていただきます。

毎回、議事録のチェックで大変な御面倒をおかけしておりますけれども、記者の皆さんも議事録の早い公開を望んでおられます。できるだけ会議後速やかに議事録をホームページにアップしたいと思いますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

事務局の皆さんも大変苦勞しておられますので、期限内に回答がない場合は「修正なし」とするルールを徹底させていただきます。海外への御出張ですとか体調がすぐれないといったことで期限内にチェックができない場合は、その旨、事務局に御連絡ください。お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

八代委員 その事務のやり方なのですが、私、厚労省などのほかの審議会に出たときの経験では、こちらの委員がチェックをして事務局に送ると、必ず受け取り通知が返ってくるのです。これがどうも規制改革会議では必ずしも徹底していないので、それがないと、送ったつもりで実は送っていなかったりするケースがメールなどでありますので、これはワーキング・グループによって違うかもしれませんが、委員から修正が行ったら、必ず受け取ったという連絡を事務局のほうからしていただければありがたいと思います。

大田議長 私は受け取ったという連絡をいただいています。

八代委員 それは議長と委員との違いがあるかもしれない。

大田議長 皆さんどうですか。

森下委員 ワーキングですか。私が所属しているところは全部来ていますね。多分具体的にどこかのワーキング・グループではないですかね。

大田議長 おおむねいただいているのですが、いたずらメールに分類されたりすることもあるので、「全員返信」で送るよという依頼が事務局からも来ています。よろしくお願いいたします。

では、しばらく休憩といたします。

(休 憩)

大田議長 それでは、会議を再開いたします。

まず、私から第2次答申取りまとめについて、一言申し上げます。

実質2カ月という短い期間でしたけれども、保育、電波、林業の3分野でしっかりとした成果を出すことができました。この後、各分野の座長に御説明いただきますが、保育分野では、国と市区町村の取り組みにとどまらず、都道府県が解決へのプラットフォームを設置して関係者全員参加のもとで待機児童ゼロに取り組む枠組みを取りまとめられています。電波分野では、長年の難題であった電波制度の改革を大きく前進させる内容を取りまとめられています。林業分野では、人工林が本格的な伐採期を迎えたこの機を逃さず、林業と木材関連産業を地域経済の柱にするための枠組みを取りまとめました。この答申が実現し、成果が着実に生まれますように、総理、官房長官、梶山大臣初め皆様のサポートをどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、安念座長、原座長、金丸議長代理から、答申の御担当部分について、簡単に御説明をお願いします。お手元に「机上配布資料」がございますので、これをごらんになりながら説明を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

安念委員 それでは、保育について安念から御報告を申し上げます。

ここ数年、待機児童解消のための政策が驚くべき規模とスピードと、さらにそれにもかかわらず、高い質で進められてまいりました。

現在、約1,700ある市区町村のうち約8割では待機児童問題はほぼ収束したと言ってよい状況でございます。ただ、御案内のように大都市圏を中心として依然として深刻な問題が残っております。どう問題なのかということについて配付資料をごらんいただきたいと思います。でございますが、一番上の現状の左側でございます。実は、申込者が非常に多いのだが、しかし、待機児童は非常に少ない自治体があり、一方、比較的申込者は少ないのだけれども、待機児童はいっぱいいるという自治体がございます。

この待機児童が比較的多いところが上乘せ基準で手厚い保育をしておられるという傾向にあることは事実でございます。そこで、真ん中にある課題でございますが、どの自治体ももう精いっぱい努力をしておられますので、市区町村単独で完全に問題を解決するのはなかなか難しい現状だろうと思います。また、市区町村独自の上乗せ基準等により、これだけが原因ではございませんけれども、待機児童問題が深刻化しているということも事実だろうと思います。

そこで、以上を踏まえまして、この紙の一番下、提言でございますが、大きく分けて4点でございます。

まず、第1に、関係者全員参加のもとで協議する場を都道府県に設置することでございますが、これを法律に基づいて設置していただきたいと存じます。従来の市区町村単独の取り組みに加え、広域的な取り組みを促すために待機児童数が一定以上の都道府県に手を挙げていただきまして、国が待機児童緊急対策地域を指定することといたします。

この対策地域に指定された都道府県は、管内市区町村を初めとして関係者全員参加のもとで協議するプラットフォームとして、待機児童対策協議会を設置し、地域の実情に応じた対策について協議を行うとともに、各対策項目について適切なKPIと達成時期を定め、進捗管理を徹底いたします。

第2に、保育にかかわる情報の共有化です。これは何といたっても情報の見える化でございます。保護者に提供される情報の量や質が市区町村によって大きく異なっております。都道府県は保育所ごとに空き状況やマッピング等の見える化について、先ほど申しました協議会の場で関係市区町村と協議し、見える化を図るべき項目を決定の上、各自治体は見える化を徹底いたします。また、行政と事業者間の情報共有も重要です。保育所がより適切な場所に設置されるよう、企業主導型保育所に関する行政、事業者間の情報共有を進めます。

第3に、自治体の待機児童解消の取り組みを促す制度改革を掲げました。国は、保育所

の運営形態にかかわらず、公平に扱いがなされるよう都道府県に対して通知を発出しておりますが、市区町村によっては通知に沿った運営がまだ徹底されていないとも聞いております。そこで、厚生労働省は多様な保育所の設置状況について、市区町村単位で調査、公表し、都道府県はその調査結果を活用して協議会において関係市区町村等と協議し、市区町村における多様な保育所の参入を認めるよう促すことといたします。

最後に、保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保です。これについてもいろいろな手がある、全てを網羅することはできませんが、今回、特に注目いたしましたのが、短時間勤務の保育士を活用するという点でございます。この環境がまだまだ不十分であると聞いております。例えば常勤保育士と短時間保育士との間に助成金制度に差を設けている地方自治体があり、それが短時間保育士の採用を進めにくくしているという実情がございます。そこで、保育士の人員配置における短時間保育士の取り扱い方を明確にするための運用ガイドラインの改定や短時間保育士の活用に向けた厚生労働省通知の再発出等を行い、保育士の多様な働き方を実現する環境を整備いたします。

本答申においては、平成32年度までに待機児童が完全解消されることを目指しまして、最大限の取り組みが行われるよう検討を行ってまいりました。しかし、今後もまた需要は掘り起こされるでしょう。ニーズも多様化いたしますでしょう。したがって、今後は実施事項の取り組み状況を踏まえながら引き続き必要な改革の実現に向けて検討を継続してまいりたいと存じます。

以上でございます。

大田議長 では、原座長、お願いします。

原委員 ありがとうございます。

電波制度について、長らく議論がなされていまして。この会議の前身で平成7年に設置された行政改革委員会規制緩和委員会からこの議論はなされていまして。平成7年の規制緩和推進計画では、オークション方式の導入の可能性を含め、割り当て方式のあり方を検討すると閣議決定をされていまして。しかし、その後も議論はたびたびなされましたが、大きな前進はできず、硬い岩盤となっていました。

今回、私たちはSociety5.0において、IoT、自動走行などなど、新たな電波利用ニーズが飛躍的に拡大することを見据えて、もはや待ったなしと考え、この課題に取り組みました。電波は本来、国民共有の財産です。このことに改めて立ち返り、最大限有効に活用する方策を検討いたしました。

報道ではオークションをやるか、やらないかばかりが注目されますが、これは要素の1つにすぎません。4つの柱で検討いたしました。大きな資料の4ページをごらんいただければと思います。

第1に、「見える化」です。話をわかりやすくするために土地の利用に例えた絵をつけております。現状では、どの区画が誰にどう利用され、どこが空き地になっているのか、雲がかかってよくわからない状況です。割り当てられていても実際には年1回のイベント

でしか使われないなど、いわば都心の一等地で低層利用しているケースもあります。利用実態の調査を強化し、徹底した「見える化」を行います。

第2に、右に移っていただいて、帯域の確保です。新たな用地の確保には、有効に利用されていない区画の返上、移行、共用など、区画整理が必要です。返上などを促進する仕組みを構築します。有効利用の余地が大きいと考えられる分野の1つが公共部門です。現状では、警察、消防、防災、防衛など、各行政機関や自治体がそれぞれ自前の通信網を持ち、電波を使っています。欧米や各国など諸外国を見ると、これら機関が共同で利用できる公共安全用の高速通信網を整備する動きが進んでいます。これができれば電波の有効利用はもちろん、これまでトランシーバーでやりとりをしていた人たちが現場の画像を送れるようになる、また、行政機関同士の連携が円滑になるといった行政機能の向上も期待できます。我が国では、各省縦割りの壁でなかなか議論が進んでいませんでした。今回の答申では、2020年までの実現可能性を含め、関係機関の参加した検討の場を設けることにしています。

放送用の帯域についても議論いたしました。地上波テレビの帯域は40チャンネル分、確保されています。しかし、現実に見られるチャンネル数は御存じのとおり、地域にも異なりますが、せいぜい10です。もっと有効利用できるとの指摘があります。一方で、干渉防止のため、技術的に難しいとの意見もありました。また、今後、通信と放送の境目がさらになくなっていく中で、放送のあり方そのものが大きく変わっていく。より大きな視点で議論が必要でないかとの指摘もありました。今回の答申では、この点は結論までは出し切れしておりません。引き続き当会議で検討し、放送の未来像も見据え、有効利用のあり方について来年6月までに成案を得たいと考えております。

第3に、もう一つ右に行って割り当て方式。あけた土地をどう配分するかです。従来は比較審査で割り当てがなされてきました。オークションの導入については、慎重論の立場からは、設備投資がおくれる、利用料金が上がる、外資が入って安全保障上の問題が生ずるなどの指摘があります。一方で、諸外国を見れば、日本を除く全てのOECD加盟国で既に何らかの形で価格競争の仕組みは導入されています。

今回の答申では、従来と比較審査の方式に加え、価格競争の要素を含む新たな総合評価の方式を導入することにしました。平成30年度中の法案提出を求めています。競り上げによるオークションは引き続き検討します。我が国は、この問題では諸外国から出してくれました。結果として幸いなことに、諸外国の成功と失敗を全て踏まえて最適な制度設計ができると確信しております。

第4に、利用料です。現行の電波利用料では、通信と放送で帯域幅当たり約4倍の差があります。係数の見直しなどを行い、これも平成31年の通常国会で解決を図ります。また、電波が国民共有の財産であることに立ち返り、経済的価値に応じた負担を適正に求めるなど、制度の抜本見直しを検討します。

以上、一部積み残した課題もありますが、一定の道筋を示せたのではないかと考えてお

ります。改革の断行をぜひよろしく願いいたします。

大田議長 林業は飯田座長が欠席ですので、農林水産分野の統括をしておられる金丸議長代理、お願いします。

金丸議長代理 ありがとうございます。

林業分野に関する改革について御説明いたします。

配付資料、最終ページになります。5ページです。森林・林業改革をごらんください。

現状についてでございます。日本は、国土面積に対する森林の割合は世界有数で、森林資源の潜在力は高く、現在、人工林の半数近くが利用に適した伐採期を迎えています。左上のグラフは主伐期を迎えた人工林が毎年成長する量をあらわしていますが、そのうち実際に利用できているのは白抜きの4割にとどまっております。6割強が利用されていません。逆に言えば、うまく利用することにより十分な伸び代があるわけです。

ところが、上の中央の円グラフを見てください。森林所有者の多くは小規模零細で経営意識に乏しく、うち7割は自分で主伐するのでもなく、業者に任せるわけでもなく、何もしないと回答しています。せっかく主伐期を迎えた人工林もこのままでは生かすことができず、さらには主伐後の再造林によって次の世代に引き継ぐサイクルも途絶えてしまうことになってしまいます。

さらには、上の右側に示したとおり、路網の整備などを含めた国産木材の供給体制の整備や、川上と川下がしっかり連携し、輸入材に対抗できるコスト競争力をつけることや高付加価値木材を生み出せるよう、サプライチェーンを再構築することも必要です。

課題でございます。

以上の現状認識を踏まえ、課題として再整理したものを中ほど緑色の課題で示し、それを解決するための方策を提言として示しました。資料の下の提言部分にあるように大きく3点です。

まず、新たな森林資源管理システムの創設です。森林所有者が森林管理の責務を負うことを法律上明確化し、小規模零細であるため経営意欲がない所有者の森林は市町村への管理委託を徹底します。市町村は、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、林業の集積・集約化を通じた成長を促します。路網整備や高性能林業機械導入もこのような成長の期待できる森林に重点化します。あわせて、所有者不明の森林についても従来よりも迅速簡素な方法で市町村の管理に委ねられる仕組みを導入します。

他方、民間の林業経営者が経済ベースで経営できない生産性の低い森林については、市町村が管理コストの低い複層林へと転換しつつ、公益的機能が発揮できるよう維持していくこととします。

このような新たなシステムの導入に加え、林業の成長産業化を進めるための対応事項として、川上、川下企業の連携強化やICTの徹底活用、木材の利活用を過剰に制限している規制の見直しのほか、国有林事業への民間活力の導入に関する検討を求めています。

最後に、として、KPIの設定及び工程表の作成を挙げました。これから着実に成果を上

げていくためには、明確に目標を定め、工程管理を行うことが重要です。農林ワーキングとしては、今回提言した新たな森林管理システムを中心とする集積・集約化のための取り組みは、林業を成長産業に転換していくための第一歩であると考えています。

答申では、農林水産省を中心に、政府においては林業を真の成長産業へと転換させるビジョンと具体的な成長の目標の設定を引き続き検討し、来年半ばまでに結論を得て具体策を講じるべきであるとも指摘しましたので、農林水産省を中心とする検討に大いに期待するとともに、規制改革推進会議としても引き続き必要な改革の実現に向け、検討を継続してまいります。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

では、ここで報道が入ります。

(報道関係者入室)

大田議長 それでは、ここで安倍総理に答申をお渡しいたします。

(大田議長から安倍内閣総理大臣へ「答申」手交)

大田議長 では、安倍総理より御挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

安倍内閣総理大臣 9月より短期集中で検討を進めていただいた待機児童解消、電波制度改革、林業改革の三つの重要事項について、本日、答申を取りまとめていただきました。大田議長、そして金丸議長代理を始め、委員の皆様の精力的な御審議に厚く御礼申し上げます。

待機児童解消に安倍政権は強い決意で取り組んでいます。保育所整備を進める市区町村が都道府県と一体となって取り組む新たな枠組みは、保育の受皿づくりを加速する上で、大きな力となると考えます。

Society 5.0を実現するためには、電波の有効利用が不可欠です。国民の財産である電波の経済的価値を最大限引き出すため、電波割当ての仕組みや料金体系を抜本的に改革することが必要であります。

これらは、いずれも待ったなしの改革です。本日の答申で示された提案は、来月策定する経済政策パッケージに盛り込むことにより、政府の方針として決定し、速やかに改革を実行に移してまいります。

構造改革こそアベノミクスの生命線であり、今後も力強く規制改革にチャレンジしていく考えであります。委員の皆様には、引き続き、大胆な規制改革に精力的に取り組んでいただくよう、よろしくお願いいたします。

大田議長 総理、ありがとうございます。

では、報道関係の方はここで退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。